

## 葛ヶ丘区自主防災会災害対策本部運営要領

### 1 目的

この要領書は災害発生時に設置される葛ヶ丘区自主防災会災害対策本部（以下 災害対策本部）の運営要領について定める。

### 2 災害対策本部の立上げ条件と設置場所

災害対策本部は震度5弱以上の地震が発生した時に、葛ヶ丘公園に設置する。

### 3 災害対策本部のメンバー

災害対策本部は自治会3役、事務局員、防災会副会長、災害対策副本部長が指名した者および各丁目から選抜された15名（各丁目5名）からなる。

内、若干名は掛川市の広域避難所（葛ヶ丘の場合は東中学校）の運営要員となる。残りの隊員が葛ヶ丘公園の災害対策本部運営にあたる。

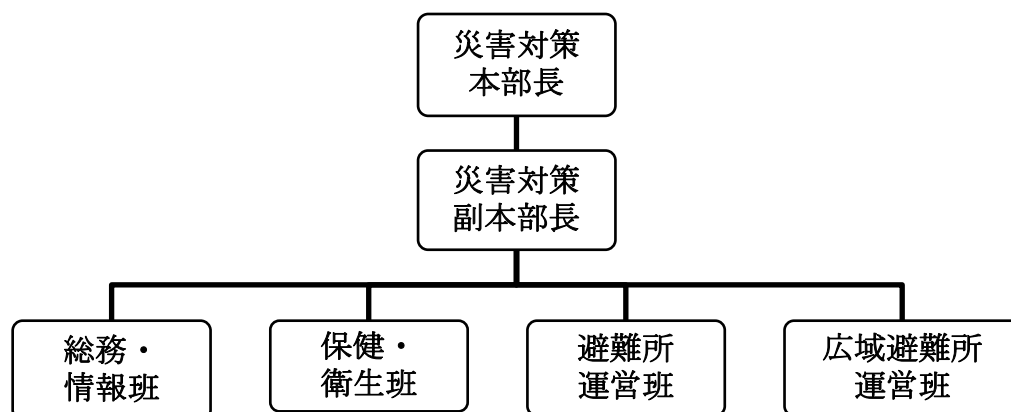
### 4 災害対策本部の組織

災害対策本部には以下の4つの機能班を置く。

総務・情報班    保健・衛生班    避難所運営班    広域避難所運営班

- 総務・情報班の責任者は災害対策副本部長とし、事務局員が班長を務める。
- 保健・衛生班の責任者は自治会会計とし、班長を務める。
- 避難所運営班の責任者は災害対策副本部長が指名した者とし、班長を務める。
- 広域避難所運営班の責任者は防災会副会長とし、班長を務める。

災害対策本部の組織図（会則付表参照）



## 5 災害対策本部の役割

## 5.1 総務（事務局機能）

各種記録

被災者名簿管理（問い合わせ、取材対応、郵便物、宅配便の取次ぎ）

ボランティアの受入れ、管理

## 5.2 情報収集・集約・発信・伝達

地区内情報集約・外部情報収集・外部への情報発信・デジタル無線を使用した市対策本部への情報伝達

## 5.3 区内避難地・避難所運営（市の避難所の補助的役割）

食料・物資の調達・受入れ・管理・配給、飲料水の管理

施設管理・危険個所対応・防火・防犯

災害時要援護者避難受入れ

## 5.4 保健・衛生

衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、掃除、ペット

医療・介護活動

生活用水の管理

## 5.5 広域避難所運営要員の派遣

市の広域避難所（東中）へ運営要員を派遣し広域避難所の運営にあたる。

詳細は「東中学校広域避難地（所）運営マニュアルによる。

## 6 災害対策本部の設営

6.1 災害対策本部は葛ヶ丘公園下段の北側寄りに設置する。

6.2 災害対策本部には以下の装備・物品・備品などを準備する。

本部テント	机	椅子
放送設備	バッテリー	ハンドマイク
情報掲示板	本部旗	筆記具一式
救護所テント	救急セット	担架
避難地テント	毛布	マットレス
簡易組み立てトイレ		
発電機	投光機	ガソリン
懐中電灯など	乾電池	

## 6.3 設営の段階

## 6.3.1 初動体制

震度5弱以上の地震が発生した時、本部テントを設け、まず情報収集・集約・発信・伝達の機能の確立を図り、各丁目の避難者状況・被災状況を集約し市の災害対策本部に伝達する。

救護所を設け、怪我人や体調不良者の救護にあたる。

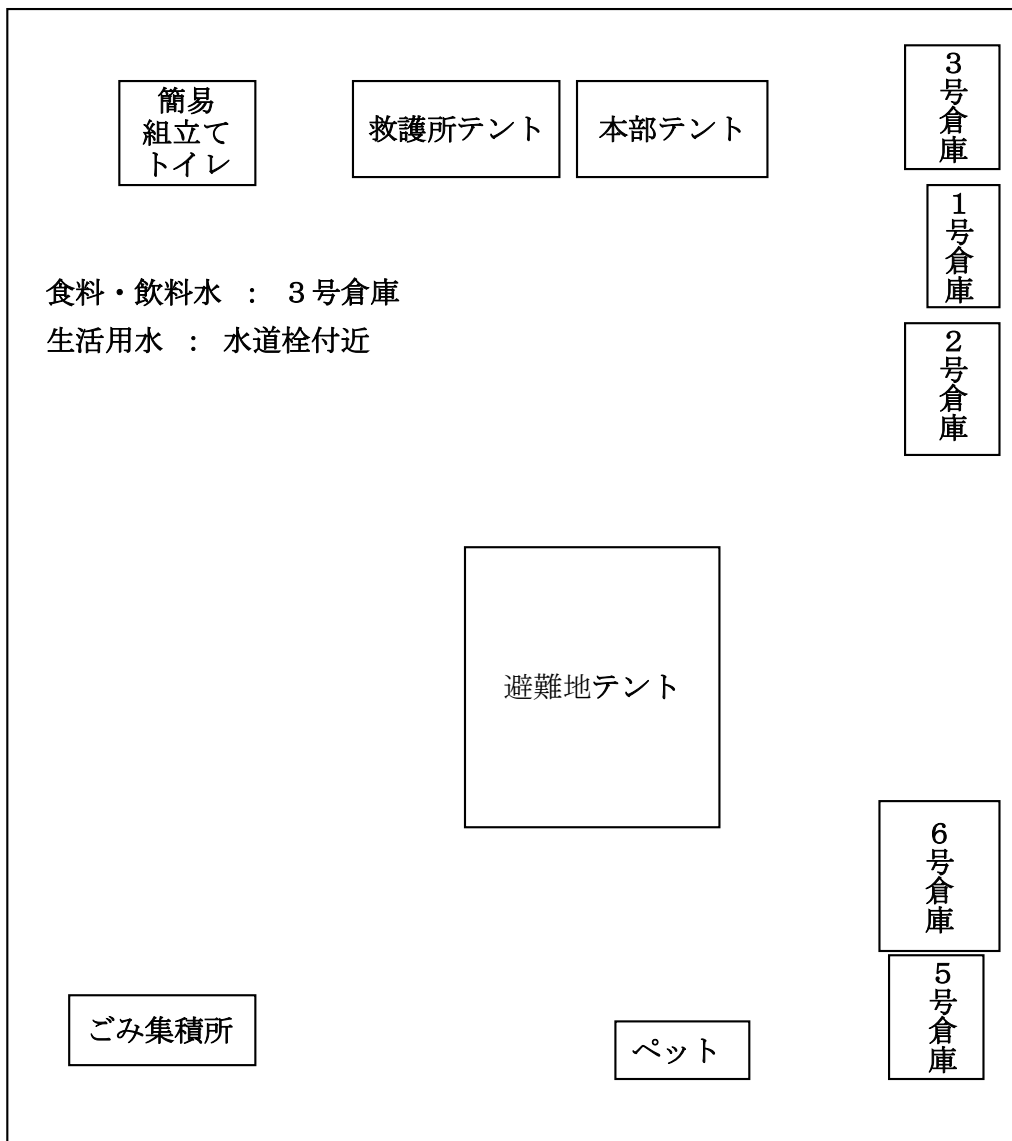
市の広域避難所（東中）へ運営要員を派遣する。

## 6.3.2 避難生活体制

避難地テント・簡易組み立てトイレを設置し、すべての班の活動を開始する。

## 6.3.3 装備の配置

概ね下図のように配置する。



## 7 長期避難生活への対応

避難生活が長期にわたる場合の各班の行動要領については、別途定める。

## 8 付 則

- 8.1 この要領書は、防災役員会の承認を得て改正することができる。
- 8.2 この要領書は、平成27年 6月 1日から実施する。
- 8.3 この要領書は、平成29年 2月 5日から一部改正実施する。